

インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について

インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷等のインターネット上の人権侵害が社会問題化している。

中でも、特定の国若しくは地域の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、SNSや電子掲示板等のインターネット上で行われることが後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じている。

こうした状況の中、国においては、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する国民の理解を深め、ヘイトスピーチのない社会を実現するため、相談体制の整備、教育活動及び啓発活動の実施といった基本的施策を推進することについて定めた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を平成28年6月に施行し、インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチの解消の必要性について、国民の理解を深めるための啓発活動といった各種の取組を実施しているところである。

一方、この間地方公共団体においては、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動の実施や、インターネット上のヘイトスピーチの削除要請といった取組を講じているところである。

しかしながら、ヘイトスピーチ解消法には、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する具体的な規定がなく、また、どのような言動が法律上ヘイトスピーチに該当し得るかについて、地方公共団体への具体的な情報提供や国民への啓発活動が十

分とは言えないため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながっていないという現状がある。

また、国は、ヘイトスピーチ解消法に基づき、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を推進するに当たり、必要な助言その他の措置を講ずる責務を有するが、インターネット上のヘイトスピーチに関しては、地方公共団体が施策を検討する際の基礎資料となり得る全国的かつ詳細な実態調査が行われていないため、地方公共団体において効果的な施策を講ずることが困難な状況にある。

インターネット上のヘイトスピーチは、地方公共団体の区域と関係なく、あらゆる場所からSNSや電子掲示板等に投稿されるとともに、それらのプラットフォームを提供する事業者は全国規模、世界規模でその事業を展開しているため、地方公共団体による取組には自ずと限界があり、その解消に向けては、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかを国が明確に示すとともに、事業者への削除要請に実効性を持たせるための法改正や制度の整備を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠である。

ついては、次の事項について要望する。

- 1 インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと
- 2 インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること
- 3 インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること

令和7年 月 日

総務大臣 村 上 誠 一 郎 様

法務大臣 鈴 木 馨 祐 様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長

埼 玉 県 知 事

千 葉 県 知 事

東 京 都 知 事

神 奈 川 県 知 事

川 崎 市 長

千 葉 市 長

さいたま市長

相 模 原 市 長

山 中 竹 春

大 野 元 裕

熊 谷 俊 人

小 池 百 合 子

黒 岩 祐 治

福 田 紀 彦

神 谷 俊 一

清 水 勇 人

本 村 賢 太 郎